

畜産経営力向上緊急支援リース事業の留意事項

平成 25 年 3 月 25 日 25 環機第 138 号制定

畜産経営力向上緊急支援リース事業の留意事項を次のように定める。

1 畜産経営力向上緊急支援リース事業の目的

畜産経営力向上緊急支援リース事業(以下「緊急支援リース事業」という。)は、日本経済の再生を目的として平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算により総合経済対策の一環として実施されるものです。したがって、この事業は、可能な限り迅速に実施することにより早急にその成果を上げることが重要であり、この事業の実施に当たっては、25 年度前半(平成 25 年 9 月末)までに可能な限り多くの事業を行うことが求められます。

借受者、借受団体等は、このような趣旨に配慮して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるものとします。

2 全体の仕組みについて

(1) 緊急支援リース事業は、基本的に、畜産高度化支援リース事業(以下「高度化リース事業」という。)の補助付きリースと同じ仕組みで実施します。

このため、「畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領」(平成 25 年 3 月 25 日付け 25 環機第 110 号。以下「実施要領」という。)により畜産高度化リース事業実施要領(平成 23 年 5 月 28 日 22 環機第 448 号。以下「高度化リース要領」という。)の多くの規定を一定の読替えをした上で準用することとしました。これにより、検収、消費税相当額の返還、「適正な実施の確保について」等の諸規定もそのまま準用して適用されることとなります。

「借受者」「取得価額」その他の用語についても高度化リース要領と統一し、現場段階で混乱が生じないように配慮しました。

(2) ただし、今回の事業は、高度化リース事業の仕組み(基金事業)とは異なり、「間接補助事業」として仕組まれていることから、補助金関係の手続きを中心に、若干の異なる取扱を定めました。この手続きは、基本的に、通常の間接補助事業の手続き等と大きく異なることはありません。

ア. 機構のリースの貸付を申請する際に提出すべき貸付申請書については、「畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱」(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4748 号)で求められる「事業参加申請書」及び直接又は間接補助事業に求められる「補助金交付申請書」を兼ねたものとし、複数の申請書を提出する手間を省くこととしました。これに伴い、貸付申請書の記載事項や添付書類に若干の変更があります。

イ. また、補助金の交付及び返還手続等に関する規定が実施要綱に明確に定められました。これに関連して、新たな提出書類としては、実績報告書(及び借受

団体等のとりまとめ表)の提出が求められることとなります。

ウ. 補助金の交付は、本来ならば機構から直接又は間接に借受者に交付されるものですが、リースの仕組みで実施する関係で、機構は、借受者が販売業者等に支払うべき支払対価の一部として、機構が販売業者等に対し借受者に代わって支払う方法により当該補助金を交付することとします。このため、補助金交付申請に際し、借受者は、この方式で支払うことを機構に依頼すべきものとした。

エ. 補助事業とされることから、事業は年度内に完了する必要があります。このため、高度化リース事業とは異なり、検収は必ず年度内(平成26年3月末まで)に行う必要があります。

オ. 貸付期間が法定耐用年数未満である場合には、法定耐用年数に達するまでの適正管理義務があることとされています。したがって、貸付期間が終了して当該機械装置の譲渡を受けた者が当該機械装置を譲渡等する場合には、機構の承認が必要になるほか、振興機構が定める基準により一定の金額の納付が必要になります。

- (3) 1で述べたように、この事業は、迅速に実施を図ることが重要であるため、貸付けについて間接リース方式をとる場合には、都道府県内で調整ができるなら、借受者の所属する単協を借受団体としても構いません。

3 対象施設等について

- (1) 事業を迅速に実施する観点から、この事業の貸付対象機械装置は、「一般に市販されているもの」に限られています。特注品は、対象とはなりません。
- (2) 実施要領別表1の(5)の機械装置は、高度化リース事業の「特認施設等」と同じです。この貸付を申請する手続も、高度化リース事業の「特認施設等」の規定によることとします。
- (3) 「配電盤」とは、外部電力と自家発電電力との切り替えのための配電盤で、自家発電装置の存在が前提です。
- (4) なお、設置工事費は補助対象金額に含まれないので、見積を徴取する場合は、設置場所での機械施設の引渡価格を原則とします。

4 貸付期間について

貸付期間については、短縮は認められますが、延長は認められません。

5 都道府県畜産主務課長の意見聴取について

貸付金額等にかかわらず、すべての案件について都道府県畜産主務課長の意見が必要です。

6 貸付申請等について

(1) 貸付申請等(別紙様式1又は2)の作成

貸付申請は、高度化リース事業の事務手続きとは異なり、補助金交付申請を兼ねておりますので、次により補助金交付申請を行う必要があります。

ア. 借受者は、導入する機械装置の見積価額(消費税込。以下同じ。)を複数の業者から徴取し、最も低い見積額を事業費とします。別紙様式1の3の「事業に要する経費の配分及び負担区分」の事業費欄に、最も低い見積額を事業費として記入します。

イ. アの事業費に補助率(1/3又は1/2以内)を乗じて、補助金交付申請額を決定し、これを「機構補助金」の欄に記入します。補助金は、事業費の1/3又は1/2を超えないようにして下さい。

ウ. 自己負担額は、事業費から補助金を差し引いた額になります。この額を貸付期間に、機構に貸付料として返済していただきます。

エ. イの「機構補助金」欄の合計額を、補助金の申請額として申請することになりますので、文書中に記入して下さい。

オ. 様式1又は2号の1の「貸付申請者の状況等」は、高度化リース事業と様式をほぼ同じにしておりますので、項目に従って必要事項を具体的に記入して下さい。

カ. 様式1又は2号の2の「貸付申請機械装置」については、別添様式の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業・効率的生産継続支援事業」又は「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」に、機械・装置の明細等を記入して下さい。

(2) 借受団体等のとりまとめ

借受団体又は受託団体は、借受者から貸付申請のあった機械装置について、その明細を別紙様式1(2)(直接リース)又は2(1)(間接リース)の別添の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」又は「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」に基づき取りまとめ、機構に提出します。

(3) 貸付決定

ア. 当機構は、貸付申請等を受けて、申請のあった補助金を振興機構に交付申請しますので、貸付決定は、振興機構の補助金交付決定を受けた日に行います。

イ. 直接リース方式により実施している場合は、機構から直接交付決定通知及び貸付決定を行います。

ウ. 間接リース方式の場合は、借受団体は間接補助事業としての立場になりますので、機構から借受団体に対し交付決定通知及び貸付決定を行います。これを受けて、借受団体は、借受者又は転貸借受団体に対し、交付決定通知及

び貸付決定の通知を行うこととなります。

7 実績報告(別紙様式3)

- (1) 借受者は、販売業者等における機械・装置の設置完了及び借受団体等における検収の終了後、別紙様式3により実績報告書を作成し、6の(1)で貸付申請等を作成した要領に基づき、これを実績に置き換えて記入して下さい。
- (2) 実績報告書の4の「事業に係る精算額」については、「交付決定額」欄は、機構から通知された交付決定額を、「確定額」欄は、事業費に変更がない限り、交付決定額を、「概算払受領額」欄は、本事業は概算払いを行いませんので、「0」を、「精算払請求額」欄は、「確定額」を記入して下さい。なお、精算払請求額は、借受者からの要請に基づき、販売業者等に貸付機械装置の支払対価の一部として、機構から支払います。

8 高度化リース事業等の留意事項の参照

- (1) 上記以外の事項については、「畜産環境整備リース事業の留意事項」(平成23年3月31日23環機第219号)及び「堆肥調整・保管施設リース事業の留意事項」(平成23年6月1日付け23環機第421号)の例によることとします。
- (2) 添付する書式等については、次の通りとします。

ア. 畜産経営体

(ア) 添付を要する書式等

「堆肥・保管施設リース事業の留意事項」中、「配合飼料価格安定制度に関する申告書」、「貸付施設等共同利用契約書」、「見積合わせについて」、「貸付対象施設等の選定について」、「貸付できない申請者の経営形態別生産性の指標」、「長期借入金等負債の償還計画」、「経営状況報告書」、「畜産主務課長の意見書」、「申請書の進達文書」

(イ) 添付を要しない書式等

「畜産環境整備リース事業の留意事項」中、「コスト分析基準」、「貸付対象施設」、を設置するために必要な法的手続に関する調書」

「堆肥・保管施設リース事業の留意事項」中、「ポイント制(ポイント指標)」、「規模計算、容積計算」

なお、ポイント制は、本事業には適用がありません。

イ. コントラクター

コントラクターについては、これらの様式に準じて作成して下さい。

9 補助金に係る消費税等相当額について

- (1) 免税事業者又は納税義務者で消費税の納税に関して簡易課税制度を選択している借受者以外の借受者については、補助金に係る消費税等相当額につい

て、第1回の貸付料等に併せて請求します。

- (2) 免税事業者又は納税義務者で消費税の納税に関して簡易課税制度を選択している借受者については、貸付施設等の検収時(貸付けを開始するまで)に、高度化リース要領別紙様式の4の「消費税等課税に関する申告書」に必要な証明書類を添付して機構に提出して下さい。免税事業者又は納税に関して簡易課税制度を選択している借受者と認められる場合は、消費税等相当額の請求はいたしません。

10 販売業者の義務

- (1) 平成25年度を超える納期の延長は、原則、認められません。このため、機構が販売業者に発注する機械・装置は、平成25年度内に納入等を完了し、検収が終了できるものに限ります。
- (2) 25年度内に検収ができない場合、天災等やむを得ない事由による場合以外は、売買契約は解約となります。これにより、当機構は、損害賠償請求権等を借受者に譲渡しますので、借受者と販売業者間で、当機構が販売業者に発注した機械・装置の取扱いについて解決してもらうこととなりますので、十分にご留意下さい。

附 則

- 1 この通知は、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(平成25年3月25環機第110号)の施行の日から施行し、平成25年2月26日から適用する。
- 2 畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について(平成23年3月31日23環機第219号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について

別紙2の*の付された部分を次のように改める。

「長期借入金等負債の償還計画」の記載に当たっての留意事項

1 債務について

- (1) 長期借入金とは、金融機関等から借入期間が1年以上の借入金とします。
- (2) 長期借入金に役員からの借入金がある場合は、当該役員への返済の有無によって当該償還の必要額を記載して下さい。
- (3) 直近の決算において繰越等損がある場合であって、当該繰越等損の解消等に向けた年度別計画がある場合は、当該解消等額を、それ以外については、5年間で解消等できる平均額を記載して下さい。
- (4) 借入利率が変動利率の場合は、直近の利率を記入して下さい。

2 償還について

- (1) 償還初年度以降の減価償却費は、今回の貸付を受ける貸付施設等の減価償却費を含めて記載して下さい。
- (2) 償還年度に係る当期利益は、直近3年間の実績の平均を用いて下さい。
- (3) 当期利益以外の償還財源(例:引当金純増、固定資産処分、増資、その他投資資金回収など)があるときは、これを含めても構いません。この場合、根拠となる書面を添付して下さい。
- (4) 増頭等事業の拡大等により、償還財源となる利益が見込まれる場合は、当該利益を見込んで構いませんが、その利益が生じる根拠となる明細を添付して下さい。

3 貸付け

- (1) 貸付施設等の貸付けは、「長期借入金等負債の償還計画」の「上記債務の償還財源」の合計欄の額が、「債務の合計」欄の年度別長期借入金等の償還額を上回る場合に行います。
- (2) 上記の額が下回る場合には、貸付はできませんが、諸般の事情で貸付を強く要望するときは、連帯保証人が必要となります。連帯保証に関しては、別に定める「連帯保証人制度の必要性及びその運用について」を参考にして下さい。

3 財団法人畜産環境整備機構貸付対象施設等の購入手続き(平成20年9月29日20環機第779号)の一部を次のように改正する。

3の(1)を次のとおり改める。

3 貸付施設等の納入及び検収

(1)略

ただし、畜産経営力向上緊急支援リース事業においては、原則として、平成26年3月31日を超える納期の延長は認めないものとする。

4 堆肥・保管施設リース事業の留意事項(平成23年6月1日23環機第421号)の一部を次のとおり改正する。

留意事項中「たい肥調整・保管施設リース事業」を「堆肥保管施設リース事業」に改める。

附則に次のように加える。

この改正は、平成25年4月1日から適用する。